



あじさい

中山会計事務所 税と経営

編集 発行人
税 理 士
社会保険労務士

中山 清 司

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045(984)1551(代)
FAX 045(984)3389

6月

(水無月) JUNE

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

6月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
6月30日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
6月30日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
6月30日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)
6月30日</p> |
|---|---|

ワンポイント バイクの税率引き上げ1年延期に

原動機付自転車や二輪車などのバイクには、軽自動車税(市町村税)が課されています。平成27年度分から実施されることになっていた原動機付自転車と二輪車に対する軽自動車税の税率引き上げが、平成27年度税制改正により1年延期され、平成28年度分からの適用に変更されています。

平成二十七年 税制改正後の生前贈与の留意点

平成二十七年一月より相続税の課税が強化されたのを機に、生前贈与が注目されています。

また、住宅取得等資金や教育資金の一括贈与といった特例が拡充傾向にあるほか、さらに平成二十七年から結婚・出産・育児費用の一括贈与も非課税措置が認められるなど、ますます身近なものとなってきたことから、適用要件や留意点を抑えておきたいものです。

そこで、今回は、活用できる生前贈与の特例について創設順に特徴を整理してみます(図表1)。

1 暦年贈与

一人が一年間に贈与された財産が一〇万円までは基礎控除がありますので、非課税となります。ただし、相手方が贈与契約を理解できることと、贈与後の財産に贈与者の支配権がない

ことが必要です。

2 贈与税の配偶者控除

婚姻関係が二〇年以上など一定の要件を満たす配偶者に対して、居住用の不動産又はそれを取得するための資金を贈与したときは、贈与税については、基礎控除二〇万円の他に最高二、〇〇万円の控除があります。

一般的には、自宅の土地・建物を贈与しますが、土地だけ、建物だけ、その組合せなど自由に決められるので、二、一〇万円を目安に持分登記するのが賢い選択です。

3 相続時精算課税制度

この制度を選択すると、二、五〇〇万円までとりあえず贈与税を課税されずに財産移転が行えますが、言葉通りに相続時に相続財産に含めて精算する必要がある(図表2)。

注意点としては、贈与を受けた時点の評価(時価)で相続時に精算するので、時価が上昇するものは有利となりますが、家屋のように時価評価が下がっていくものは、不利となります。いずれにしても、節税策という意味合いのものではありませんので、制度を十分理解しておく必要があります。

4 住宅取得等資金の贈与

個人消費の拡大を通じた景気対策として平成二十一年に創設されたもので、図表3のように規模が拡大していますが、政策的に金額が変動しています。

5 教育資金の一括贈与

平成二十五年で税制改正で創設された制度ですが、政策的効果が上がっていることを受けて、平成二十七年で税制改正により、①通学定期券代、②留学渡航費

6 結婚・子育て資金の一括贈与

少子化対策に資するため、金銭等の一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として、平成二十七年で税制改正で設けられた制度です(図表4)。



図表 1 生前贈与の特例（創設順）

種 類	創設年	特 徴
1. 暦年贈与	昭和28年	贈与税は、当初、贈与者課税でしたが、昭和28年より受贈者暦年課税となり、基礎控除が10万円→40万円→60万円→110万円（平成13年～）と推移しています。
2. 贈与税の配偶者控除	昭和41年	相続税の遺産に係る配偶者控除制度の新設に伴って設けられ、その後度々控除額が引き上げられ、昭和63年より現在の2,000万円となっています。
3. 相続時精算課税制度	平成15年	従来の暦年課税方式の適用に代えて選択する制度。当初、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与が対象でしたが、60歳以上の親・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与まで拡大されています。
4. 住宅取得等資金の贈与	平成21年	個人消費を通じた景気対策として、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度が実験的に設けられましたが、効果が高く有効な政策として継続されています。
5. 教育資金の一括贈与	平成25年	受贈者（30歳未満）の教育資金に充てるために、その直系尊属が金銭等を金融機関に一括して拠出した場合には、受贈者1人につき1,500万円までは非課税とされます。
6. 結婚・子育て資金の一括贈与	平成27年	個人（20歳以上50歳未満）の結婚・子育て資金の支払いに充てるため、その直系尊属が金銭等を金融機関に一括して拠出した場合には、受贈者1人につき1,000万円までは非課税とされます。

図表 2 暦年贈与と相続時精算課税制度の比較

	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額－110万円)×累進税率	(贈与額－2,500万円)×20%（一定）
適用対象者	誰でも	60歳以上の親・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与
相続時の計算	相続税とは切り離して計算されます。（ただし、相続開始前3年以内の贈与は課税価格に加算されます）	相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。
制度の移行	暦年課税から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択したあとで、従来の暦年課税への移行は不可能

図表 3 住宅取得等資金の非課税限度額

●住宅取得等に係る費用に含まれる消費税率が10%である場合

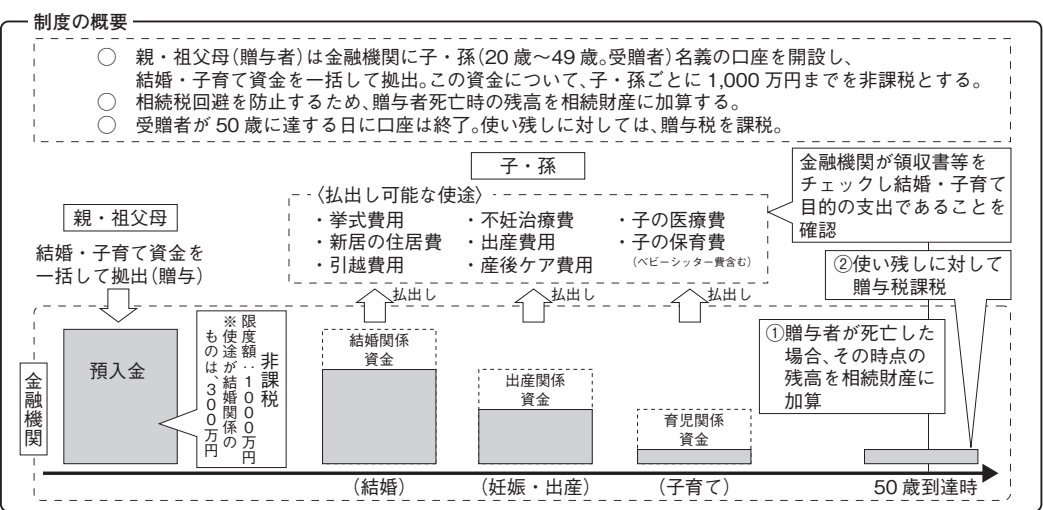
住宅取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅	一般住宅
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

●住宅取得等に係る費用に含まれる消費税率が10%以外の場合

住宅取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅	一般住宅
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

(注)良質な住宅とは、耐震・エコ・バリアフリー住宅をいう。

図表 4 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税制度



譲渡所得を計算する際の 消費税等の取扱い

譲渡所得の基となる資産の譲渡には、消費税及び地方消費税（消費税等）が課税される場合と課税されない場合があります。譲渡所得の計算の際の消費税等の取扱いはそれぞれ次のようになります。

1 課税事業者が事業用の資産を譲渡した場合

この場合は、事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡となり、消費税等が課税されます（土地や借地権の譲渡は、消費税等は非課税）。

消費税等が課税となる場合の消費税等の経理処理は、その資産に関連する事業所得等について選択していた消費税等の経理処理と同じ経理処理により行います。

したがって、事業所得等について選択していた経理処理が税抜経理方式の場合には、譲渡所得の金額を計算するときにおいても

税抜経理方式で行い、仮受消費税等と仮払消費税等の清算などの調整は、その事業所得等の計算で行います。

また、事業所得等について選択していた経理処理が税込経理方式の場合には、譲渡所得金額を計算するときにおいても税込経理方式で行い、納付すべき消費税等の必要経費への算入や還付される消費税等の総収入金額への算入は、その事業所得等の計算で行います。

2 課税事業者が生活用の資産を譲渡した場合又は免税事業者や事業者でない者が資産を譲渡した場合

この場合は、消費税等は課税されず、譲渡価額には消費税等の額は含まれませんが、取得費や譲渡費用の金額には消費税等の額が含まれている場合があります。

したがって、この場合には、収入金額は実際に譲渡した価額により、一方、取得費や譲渡費用の金額は消費税等の額を含んだ価額により、譲渡所得の金額を計算します。

非居住者であった期間内の 社会保険料、生命保険料

海外勤務のために出国し非居住者となった者の留守宅渡しの給与から控除している社会保険料について、この者が帰国し、年末調整時に居住者となった場合でも、非居住者であった期間の分は、社会保険料控除の対象とすることはできません。社会保険料控除や生命保険料控除は、居住者がその年に支払ったものが控除の対象となるためです。

なお、生命保険料は、その支払が居住者期間内に支払われたものか、非居住者期間中に支払われたものかで判定するので、年払の場合には、その支払の時点で居住者であれば支払額の全額が生命保険料控除の対象となります。

ただし、前納保険料の場合には、あん分計算をすることとなっているため、非居住者期間内に支払期日が到来する部分については生命保険料控除等の対象とはなりません。

ストックオプションと国外財産調書制度

外国法人からのストックオプションに関する権利の価額については、その目的となつている株式の種類に応じて、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えないこととされています。

象となる株式の価額」－「一株当たりの権利行使価額」×「権利行使により取得することができる株式数」

【計算式】
（その年の十二月三十一日におけるストックオプションの対

なお、その年の十二月三十一日が権利行使可能期間内に存しないストックオプションに関する権利については、国外財産調書への記載を要しません。